



連邦法律事務所

連邦国際専利商標事務所

台湾特許出願の実務及び対策 ～AEPとPPHを中心に～

劉勝芳 Sheng-Fang LIU
台湾弁理士・工業技師



連邦国際專利商標事務所

連邦国際專利商標事務所

設立年：1995年

所在地：台北ヘッドオフィス&台中オフィス&台南オフィス

主な業務内容：特許・実用新案・意匠、商標などの知的財産案件の出願及び登録、ポートフォリオ管理、侵害分析、著作権の侵害及び知財関連の民事・刑事訴訟、ライセンス交渉及び権利行使など、知的財産権の全ての分野にわたってサービスをご提供しております。

所員：300名以上





2020~2021 受賞歴

Managing Intellectual Property

2020年に TOP Tier Firm
に選出されました

IAM Patent 1000

2020年に Highly Recommended Firm
に選出されました

Asia IP

2020年に Tier 1 Firm – Patent Prosecution
and Patent Contentious in Taiwan
に選出されました

World Trademark Review(WTR) 1000

2021年に Recommended Firm
を受賞いたしました

Legal 500

2021年に TOP TIER Firm – Asia Pacific
に選出されました

Asialaw Profiles

2021年に Highly Recommended Firm 及
び Asialaw Leading Lawyers に選出されました



-目次-

一. 特許出願の審査及び行政救済のフローチャート

二. 台湾における特許の早期権利化の方法

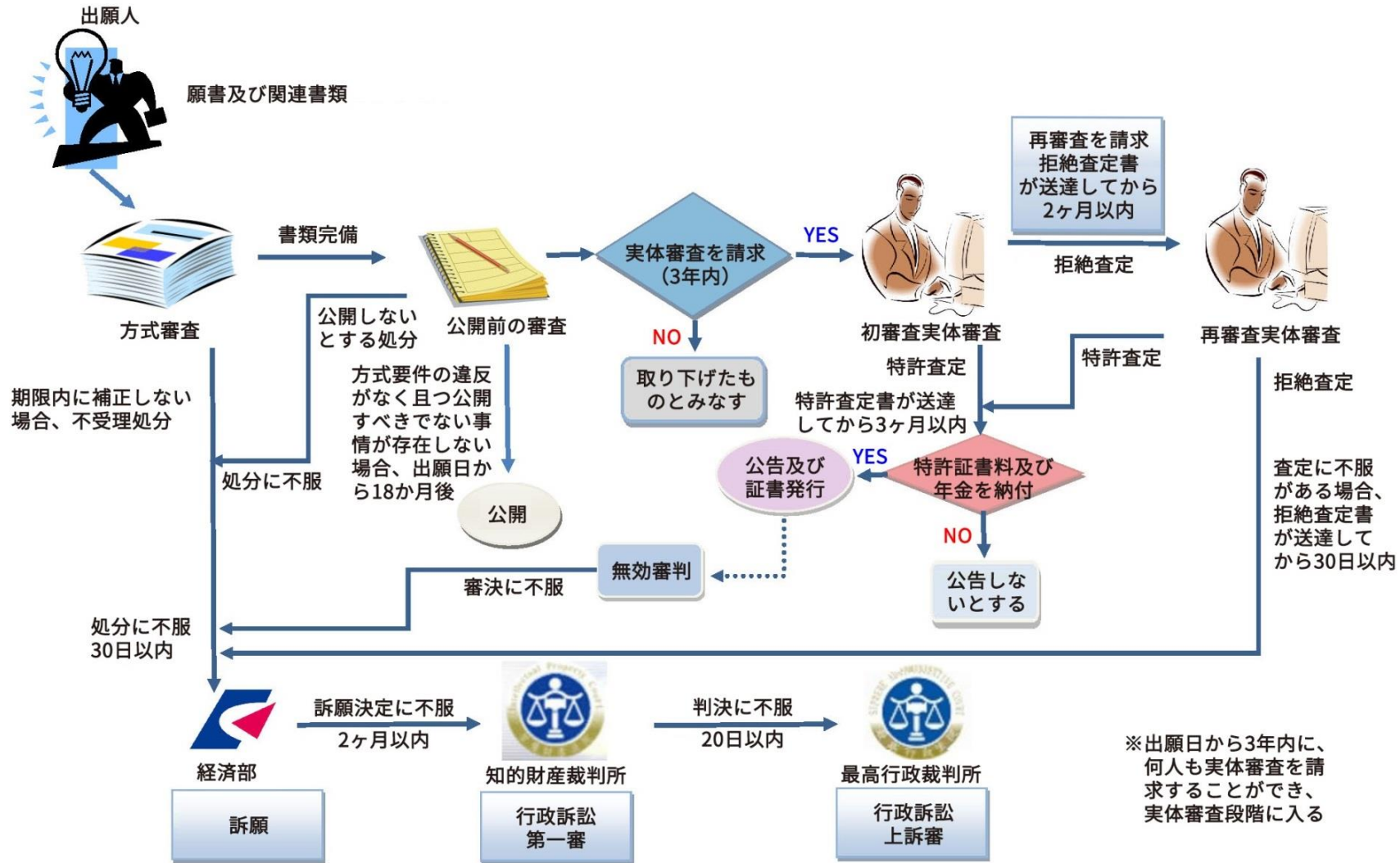
1. 台日特許審査ハイウェイ (PPH)
2. 特許加速審査作業方案 (AEP)

三. PPHとAEPの比較





一、特許出願の審査及び行政救済のフローチャート



二、台湾における特許の早期権利化の方法

1. 特許加速審査作業方案 (AEP)
2. 台日特許審査ハイウェイ (PPH)





台湾における特許の早期権利化の方法

1. 特許加速審査作業方案 (AEP)

申請事由	1. 対応する外国出願が 外国特許庁の実体審査を 経て特許査定されたもの	2. 対応する外国出願が、 米国、日本、欧州特許庁の 審査意見通知書及びサーチ レポートの発行を受けたが、 審査結果が出ていないもの		3. 商業上の実施に 必要なもの	4. 発明がグリーン技術に 関連するもの*
外国特許庁	限定されない	米国、日本、欧州特許庁		無し	無し
申請時期	実体審査又は再審査が行われることが通知された後				
早期審査の政府料金	納付は不要	納付は不要		1件につき4000台湾ドル	1件につき4000台湾ドル
書類が完備してから、台湾 知的財産局が審査結果を 発行するまでの期間	6ヶ月	クレームに 差異がない 場合	クレームに 差異がある 場合	6ヶ月*	6ヶ月*
		6ヶ月	9ヶ月		
実際の審査時間は、出願案の技術分野により決まる					

*2022年1月1日より改正内容を施行



台湾における特許の早期権利化の方法

1. 特許加速審査作業方案 (AEP)

グリーン技術関連発明の研究開発を促進し、製品の商品化までのプロセスを加速させるため、知的財産局は、**2022年1月1日**よりグリーン技術関連発明の早期審査に関する改正内容を施行した。

- ◆ 改正ポイント1：
申請事由4の名称を修正

発明がグリーン・エネルギー技術に関連するもの



発明がグリーン技術に関連するもの

- ◆ 改正ポイント2：
申請事由3（商業上の実施に必要なもの）と申請事由4による申請案の
審査期間（1回目の審査意見書を発行するまで）の短縮

9ヶ月



6ヶ月





台湾における特許の早期権利化の方法

1. 特許加速審査作業方案 (AEP)

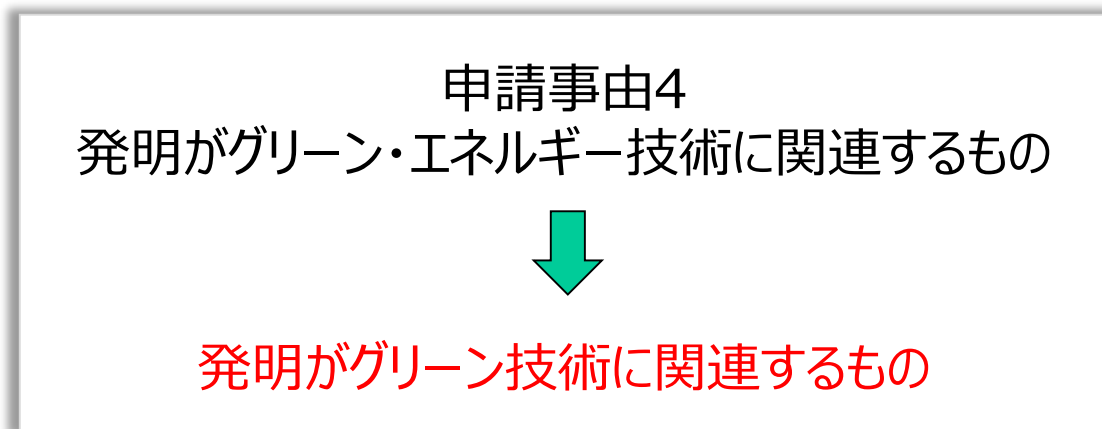
2022年1月1日よりグリーン技術関連発明の早期審査に関する改正内容を施行した。

◆ グリーン技術の定義及び例示

エネルギー技術、二酸化炭素 (CO₂) 削減に係る技術及び省資源等

1. 代替エネルギー
2. 水素・燃料電池
3. 二酸化炭素貯留
4. 廃棄物発電
5. LED照明器具
6. エコカー

以上の例示に限らず、環境に配慮した製品もグリーン技術になる。





台湾における特許の早期権利化の方法

1. 特許加速審査作業方案 (AEP)

グリーン技術の研究開発を推進するため、台湾知的財産局が提供するグローバル特許検索システム (GPSS) において、「グリーン技術コーナー」を設置した。

(この機能は中国語のみ利用可能)

全球專利檢索系統
Global Patent Search System

綠色技術專區 防疫專區 號碼檢索 布林檢索 進階檢索 表格檢索 標記清單 (0)

●本系統新增「簡詳目並列與案件比對」、「行業別檢索」、歡迎各界多加利用!!

查詢 說明

GPSS



台湾における特許の早期権利化の方法

1. 特許加速審査作業方案 (AEP)

加速審査 (AEP) 出願案件数統計 (2021/01~2021/12)

	事由1	事由2	事由3	事由4*
案件数 (出願人:日本)	64	3	0	0
案件数 (出願人:全体)	352	59	126	40
	事由1	事由2	事由3	事由4*
第1回審査意見書 又は査定書発行までの 平均日数 (出願人:全体)	58.2	87.9	94	66.6

*改正前の申請事由4「発明がグリーン・エネルギー技術に関連するもの」



台湾における特許の早期権利化の方法

1. 特許加速審査作業方案 (AEP)

AEPの申請事由1と2の必要書類

申請事由		1. 対応する外国出願が外国特許庁の実体審査を経て特許査定されたもの		2. 対応する外国出願が、米国、日本、欧州特許庁の審査意見通知書及びサーチレポートの発行を受けたが、審査結果が出ていないもの	
申請 時 必 要 な 書 類	対応出願のクレーム (中国語訳を含む)	V	公告された又は特許査定されたクレーム (公告されていない場合は、特許査定通知 の写しを提供しなければならない)	V	外国特許庁の発行した審査意見通知書の 根拠となるクレーム
	差異の説明	△	差異のない場合、提出は不要である	△	差異のない場合、提出は不要である
	外国特許庁のサーチ レポート／審査意見通知書	V	中国語、英語以外のものは、中国語の要点 説明書を提出しなければならない	V	英語以外のものは、中国語の要点説明書を 提出しなければならない
	特許性を有する理由	X	出願人が審査の加速化に役立つと判断 する場合、提供することができる	△	対応出願の新規性又は進歩性欠如を指摘した文献 がない場合は、提出は不要である
非特許文献の写し	△	対応出願の新規性及び進歩性欠如を指摘 した文献のみ提出する必要がある	△	対応出願の新規性及び進歩性欠如を指摘した文献 のみ提出する必要がある	

注：Vは提出する必要がある書類、△は場合に応じて提出する書類、Xは提出不要の書類である。



台湾における特許の早期権利化の方法

1. 特許加速審査作業方案 (AEP)

AEPの申請事由3と4の必要書類

申請事由		3. 商業上の実施に必要なもの		4. 発明がグリーン技術に関連するもの	
申請時必要な書類	早期審査申請書	V	商業上の実施状況を明記しなければならない	V	グリーン技術に関連する分野を明記しなければならない
	出願人による商業上の実施行為の証明書類	V		X	
	グリーン技術に関連する説明	X		V	出願案のクレームに係る発明が台湾のグリーン技術分野に含まれる内容であることを明記する、又はその他の資料をもってクレームに係る発明が台湾のグリーン技術分野に含まれる内容に属するものであることを証明する

注：Vは提出する必要がある書類、Xは提出不要の書類である。



台湾における特許の早期権利化の方法

2. 台日特許審査ハイウェイ（PPH）

台日特許審査ハイウェイは、JPOにおいて特許可能と判断された請求項がある出願につき、出願人からの申請に従い簡単な手続きで、台湾の知的財産局(TIPO)でPPHに基づく加速審査を受けることを可能とするものです。

台日PPH申請統計（2017年から2022年2月まで）

申請期間	申請者（国別）			合計
	台湾	日本	他の国	
2017年	1	450	20	471
2018年	0	419	18	437
2019年	0	404	23	427
2020年	1	475	7	483
2021年	1	368	20	389
2022年 (1月～2月)	0	45	2	47
合計	3	2161	90	2254



台湾における特許の早期権利化の方法

2. 台日特許審査ハイウェイ（PPH）

台日特許審査ハイウェイは、JPOにおいて特許可能と判断された請求項がある出願につき、出願人からの申請に従い簡単な手続きで、台湾の知的財産局(TIPO)でPPHに基づく加速審査を受けることを可能とするものです。

PPH審査資料の統計（統計期間：2021年の7月から12月まで）

項目	PPH申請案	(参考値) 全特許出願案件
特許査定率 (%)	93.82	77.03
直接特許査定率 (%)	32.01	6.83
1回目の審査意見書を下すまでの期間 (月)	1.57	7.07
審査期間 (月)	4.13	10.60
審査意見書の数の平均数	0.61	1.06

注：2022年2月11日に台湾知的財産局のウェブサイト公開されたデータから



台湾における特許の早期権利化の方法

2. 台日特許審査ハイウェイ（PPH）

台湾特許出願に対してPPHを申請するためには、次の a .乃至 d .の 4 つの要件すべてが必要とされます。

- a. PPHを申請する台湾出願及び対応する日本出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である（<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>）。
- b. 対応する日本出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- c. 当該台湾特許出願の全ての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、又は十分に対応するように補正されている。
- d. 当該台湾特許出願について、実体審査の開始の通知を受けており、TIPOが最初の審査報告書を出していないこと。



台湾における特許の早期権利化の方法

2. 台日特許審査ハイウェイ (PPH)

提出書類

- a. 対応する日本出願に対してJPOから出されたすべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文（中国語又は英語）。
- b. 対応する日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文（中国語又は英語）。
- c. 日本国特許庁の審査官が引用した引用文献の写し。ただし、特許文献の提出を省略できます。非特許文献は提出する必要があります。引用文献の翻訳は必要とされません。
- d. 請求項対応表

注1：前記書類（a）について、実際にTIPOの審査官は、高度産業財産ネットワーク(AIPN)を通じて入手できるので、提出する必要がありません。

注2：前記書類（b）について、請求項の内容が同一か十分に対応するので、台湾出願の特許請求の範囲の翻訳を基に作成して提出します。



三、PPHと加速審査（AEP）の比較表

事項	PPH	AEP
特許請求の範囲	充分に対応する必要がある。即ち、台湾の特許請求の範囲はJPOが特許査定した特許請求の範囲と完全に同一又は減縮するように補正しなければならない。	<u>限定していない</u> が、JPOが特許査定した特許請求の範囲と完全に同一となるように補正してもよい。ただし、クレームに差異がある場合、 <u>その差異を説明する必要がある</u> 。
審査期間 (第1回OA発行 までの平均期間)	1～2ヶ月	6ヶ月（クレームに差異がある場合、9ヶ月） 実際は、3ヶ月以内に
案件タイプ [°]	発明の初審査段階にある案件のみ	発明の初審査段階及び再審査段階にある案件
条件	既に公開され、且つ実体審査段階に入り、 第1回OAが届く前。	既に公開され、且つ実体審査段階に入ってから、 いつでもよい。
OAの中国語の 要点説明の提出	必要がない。	必要がある。
案件数 (出願人：日本)	368件 (2021年)	67件 (2021年)



TSAI, LEE & CHEN

Patent Attorneys & Attorneys at Law

連邦法律事務所

連邦國際專利商標事務所

104 台北市松江路148號11樓

11th FL., Songjiang Rd. Taipei 104, **Taiwan**, Republic of China

TEL (886) 2-2571-0150 | FAX (886) 2-2562-9103

japan@tsailee.com.tw 日本語対応

info@tsailee.com.tw | www.tsailee.com